

2012年12月19日  
関西国際戦略総合特別区域地域協議会事務局

### 1. 連携方針の位置づけ

- 協議会規約第12条に基づき、ライフ分野、グリーン分野それぞれに、地区間の連携を支援する「専門部会」を6月に設置
- 専門部会は、委員会および地区協議会に対し、専門的見地から指導及び助言を行うため以下を実施（専門部会設置要綱第3条）
  - ①各地区の連携方針の策定、その進捗管理並びに評価
  - ②各地区を横断する課題の解決
- 必要に応じて各部会にワーキンググループを設置することができる（専門部会設置要綱第6条）
- 本連携方針は、事務局が作成した案を専門部会にて助言いただき、委員会において決定いただくもの

### 2. 骨子案作成の経緯

- 設置要綱第6条に基づき、ライフ分野、グリーン分野それぞれの専門部会の下に、関係自治体及び関係連でワーキンググループ（WG）を設置し、連携方針の内容について検討を開始（10月 各3回WGを開催）
- 幹事会において連携方針（骨子案）のWG原案について議論（10月31日）

ライフ分野については、医薬品・医療機器・再生医療・先制医療のプラットフォームに加え、これらに横串をさす審査・治験機能の整備、グリーン分野ではスマコミ（バッテリー含む）のプラットフォームを検討することとした。
- 両分野の専門部会を開催し、部会長・副部会長の意見をいただいた。
  - ライフ分野専門部会（11月21日）

2016年度に達成できるものを盛り込み、関西として説得力のある方針とすべき。個々のプラットフォームについても、実際の推進方法を考慮した具体的な内容にすべき等のご意見をいただいた。
  - グリーン分野専門部会（11月22日）

スマコミの全体像（実証フィールド）からキーとなるバッテリーの取り組みを考えること。各拠点の関連性やロードマップを具体的に記述すべき等のご意見をいただいた。
- 両専門部会でいただいた意見を踏まえ、WGを開催し、連携方針の内容について議論（11月 各4回WGを開催）
- 部会長・副部会長に確認をいただいた上で、連携方針（骨子案）として取りまとめ、幹事会にて了解（12月11日）
- 本日の委員会においてご議論いただいた結果を踏まえ、両専門部会において連携方針（案）を策定し、次回の委員会にて審議いただく予定。

## 関西国際戦略総合特別区域地域協議会専門部会

- 【ライフ分野専門部会】 部会長：本庶 佑（京都大学大学院医学研究科 客員教授）  
副部会長：守殿 貞夫（医療法人敬愛会 本部参与）  
松澤 佑次（一般財団法人住友病院 院長）
- 【グリーン分野専門部会】 部会長：山地 憲治（地球環境産業技術研究機構 理事・研究所長）  
副部会長：下田 吉之（大阪大学大学院工学研究科 教授）  
手塚 哲央（京都大学大学院エネルギー科学研究科 教授）

## 関西国際戦略総合特別区域地域協議会専門部会設置要綱

（設置）

第1条 関西国際戦略総合特別区域（以下「関西国際戦略総合特区」という。）における事業の効果的な推進を図るため、関西国際戦略総合特別区域地域協議会規約（以下「規約」という。）第12条に基づき、関西国際戦略総合特別区域地域協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（各部会）

第2条 専門部会は、ライフ分野専門部会とグリーン分野専門部会（以下「各部会」という。）とする。

（活動）

第3条 各部会は、規約第7条の委員会及び規約第11条の地区協議会等に対して、専門的な見地から指導及び助言を行うため、次に掲げる事項を実施する。

（1）関西国際戦略総合特区で取り組む産業分野における各地区の連携方針の策定、その進捗管理並びに評価に関する事項

（2）各地区を横断する課題として第5条に定める部会長が必要と認める事項

（構成）

第4条 各部会は、次の者（以下「専門部会員」という。）をもって構成する。

（1）関西国際戦略総合特区を共同申請する地方公共団体を代表する者

（2）規約第4条の構成員であり、関西国際戦略総合特区で取り組む産業分野に関する企業等を代表する者

（3）規約第4条の構成員であり、関西国際戦略総合特区で取り組む産業分野に関する大学及び研究機関等の専門家

（4）規約第4条の構成員であり、関西国際戦略総合特区の事業推進に具体的に寄与する団体及び機関を代表する者

（5）前各号に掲げるもののほか、規約第5条第1項の会長が特に必要があると認める者

（部会長）

第5条 各部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、専門部会員の中から会長が指名し、第3条に定める活動を着実に実施するため、会務を総理する。

3 副部会長は、専門部会員の中から部会長が指名する。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長の職務を代理する。

（ワーキンググループ）

第6条 部会長は、必要に応じて各部会にワーキンググループを設置することができる。

（その他の必要事項）

第7条 この要綱に定めがあるもののほか、各部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この要綱は、平成24年6月14日から施行する。